

6. 労働災害に伴う相談と休業補償 給付の立替貸付事業

あいりん地区を基盤として生活している日雇労働者の就労先は、大企業の下請、孫請等の零細企業が多くを占め、建設業を主に、運輸、製造業などの肉体的労働に従事している。雇用関係の複雑さ、労働環境の悪さ、危険度の高い不慣れな現場など、いくつかの条件が重なり合って、労働災害の発生が多い。

日雇労働者が業務上の負傷や疾病を受けた場合、手続きにおいてもいろいろと問題があるうえに、療養のため休業を要する場合には、たちまち収入が途絶え、日頃の貯えがないかぎり生活に困難をきたすのが現実で、まさに日雇労働者の生活基盤のもろさを物語っている。

当センターでは、労働災害を受けた労働者の手続上の相談と休業中の生活安定維持を計り、療養に専念せしめるため、労災休業補償給付金が労働基準監督署から支給されるまでの間、その給付金の立替貸付業務を行っている。

昭和43年度末までは、立替貸付した休業補償給付金が支払われる時には、労働者と当センターの職員が一諸に労働基準監督署へ受領に行き、立替貸付金を返済してもらい、という大変わずらわしく、手数のかかる方法であった。

立替貸付業務が年々増加し、地区労働者の間にひろまるにつれて。大阪府の財政的援助の増大と昭和44年度から大阪労働基準局、府下全域の労働基準監督署の協力によって、「休業補償給付の受任者払い」の承認がされ、立替貸付業務の円滑化が大きく前進した。内部的にも昭和49年機構改革で労災課が新設され、業務、管理の2係体制が確立された。

また、従来の「休業補償給付の立替取扱要綱」が、昭和49年4月から、「労働者災害補償保険法による休業補償給付の立替貸付業務取扱規程」と「労災休業補償給付の立替貸付金に関する債権管理事務取扱規則」が制定実施された。

これらのことによって、立替貸付業務が債権管理を含む全体的制度として

発展し今日に至っている。

この過程でさまざまな問題や困難はあったが、大阪府、大阪労働基準局等の指導と援助、センター自身の努力により、昭和51年度末までに、労働災害で困っている労働者に対して、5,360人、約1,337、440,000円におよぶ立替貸付業務を行ってきた。

あいりん地区の日雇労働者の労働災害に関する諸々の相談に応じ、関係機関と共に協力し合って、被災者の要請にこたえ、労働福祉の立場からサービス機能を果たしているのが労災課の仕事である。

(1) 労働災害に関する相談

労働災害に関する相談は第一表の通り、28,761件あった。新規相談は1,762件、そのなかで休業補償給付の立替貸付を行ったのは476人である。

労働災害に関する相談は大別して①、労災保険法に基づく各種の受給に関する手続上の相談。②、休業補償給付の一時立替相談がある。

手続上の相談は一般的に労災保険法について、あまり知られていないことから生じる内容で、たとえば、災害を受けた時、どういふ手続を取ったら病院へ行けるのか、どういふ手続で休業が補償されるのかなどである。

これらについては法に基づいて必要な手続を具体的に関係様式を渡し説明し、事業主へ連絡または依頼し、直接行って手続を済ませてもらっている。

窓口でしばしば困るのは、初めて就労した現場で負傷し、事業主が不明である。現場名や場所がわからない、負傷時たいしたことはないと思ひ誰れにも伝えず帰ってから痛み出した、また数日後になってどうにもならなくなった、また負傷したことを報告したが病院に連れていってくれないし手続も取らない、こんな負傷で労災手続を取れるかと怒られたり、示談にしろ、西成から日雇を雇っていることが判たらまずい、災害が多発し元請がうるさい、負傷した、しないのトラブルなど不況の影響もあってか、やっかいな例も多くなったようだ。

双方の言い分が異なり処理できない時は、元請事業所や労働基準監督署に解決を依頼している。

労災に関する相談は手続上の問題が解決されれば終りということではなく、次に述べるように休業補償給付の立替相談がすぐ待っているのである。

(2) 休業補償給付の立替貸付事業

労災保険法に基づき療養を開始し休業に入ると、たちまち休業中の生活問題がおきてくる。一般的には考えられないかも知れないが、あいりん地区の災害を受けた日雇労働者にとっては深刻な問題である。

一般的に休業補償給付は、一定期間療養のため休業し、休業補償給付請求書に診療担当者の、療養のため労働することができなかつたと認められる期間の証明と事業主の証明をもらったのち、労働基準監督署に請求し、約3週間から1ヶ月後に請求者に支給される仕組みになっている。

日雇労働者にとっては、休業中の期間と請求し支給されるまでの期間の生活維持ができないため、立替問題が生じてくる。

当問題について、まず雇主や事業主に協力依頼の働きかけからはじまり、直接労働者に行ってもらい場合もある。

趣旨を理解し立替えてくれる事業主もあるがそうでないところもある。

一日だけ雇ったのでそこまで面倒みられない。下請の労働者であるとか、事業者間の責任のなすり合い、やらなければならない義務があるのか、趣旨は理解できるがその余裕が無い、などの理由によって協力が得られない。

しかし、労働者は何んとかしてくれ、ということで、所定の手続きを取って休業補償給付の範囲内で一日2,000円立替貸付をおこなっている。

昭和51年度新規立替貸付人員は476人、前年度からの継続者189人を入れた立替貸付実人員は第2表の通り665人である。

その立替貸付延日数は72,547日で立替貸付総額は298,078,054円である。

立替えをおこなった665人の生活相談と労災一般に関する諸々の事務手続や処理をやらなければならない、それらに要する労力は相当なものである。

その取扱状況は第一表の通りである。立替えは通院確認後、日払いを原則としており、毎日平均200人以上が受領にくる。そのなかで様々な生活上の問題やその他で無理をもちかけてくる場合が多い。

たとえば、ドヤ代を支払う金がない、米をまとめて買いたい、衣服を買いたい、私病で医者代が必要、金を落してしまった、一身上の都合で郷里へ帰りたい等々の理由で、明日の分をまたは一週間分まとめて先払いをしてくれ労基署からの支払いがない段階で全額先に貸してくれ等である。

また、休業補償が低い、スライドがない、労基署からの支払い、振込みがおそい、事業主の証明がおそい、ケガがなかなか治らない等の苦情なども日常的に持ちこまれてくる。

立替金の回収を計るため、毎月末から月初めにかけて、立替貸付者全ての休業補償給付請求の代理請求事務処理が平均200件~250件あり、同時に期を同じくして、一斉に休業補償給付の支払いや振込みがあるので、個々の立替貸付者に対して収支計算後、差額支払をおこなわなければならない。

月末と月初めは請求事務と労働者からせきたてられる差額支払事務が重なり合って多忙となる。

(3) 債権管理について

管理係は休業補償給付金を日単位で点検照合し、月単位で区切り債権を常に明確にして、回収状況が正常におこなわれているか否か、個々と全体にわたって、債権の増減、回収状況の管理事務を主たる仕事としている。

従来に増して債権管理面が充実されたことによって、立替貸付基金の円滑な運用と回転を経理係と連動し管理しているので、立替貸付業務全体が正常に運営されるうえで大きな役割を果している。

51年度の立替貸付状況によると、立替貸付件数は36,325件、貸付額は298,078,054円である。又年度末債権残高は28,973,000円で、これは新年度に入ってから順調に回収されつつある。

立替貸付業務をおこなっているなかで、時には通院確認書を誤魔化し不正に立替金を受領したり、意識的な詐取、または事業主の不誠意、違算などに

よって、極めて少ないが債権を回収できない場合も生じてくる。

そのような場合には必要な調査をおこない、関係機関の協力も得て回収事務に鋭意努力している。

(4) 立替貸付労働者の実態

新規に立替貸付を認定するまでに、相談票の記録や立替貸付台帳に必要な事項を記入しなければならない。

その記録に基づく調査が第5表である。その表を概説することによって、新規立替者476人の実態を明らかにする。

年令は最高が71才、最も若い人で21才、平均41才で最も働きざかりの年代層が多い。扶養家族があるのは、35人で7.4%と大変少なく、単身労働者が圧倒的に多い。

実際は郷里に扶養家族があるものと思われるが、何かの理由によって郷里を離れ、あいりん地区で生活しているものと考えられる。現住所は西成区内が93.6%を占め、ほとんどであいりん地区内の簡易宿泊所(ドヤ)またはアパートに住み、居住環境の悪い所で生活し、1日の部屋代は平均428円である。

災害を受けた産業別就労先は、土木建設関係が84.5%と圧倒的多くを占めているのが特徴的である。

土工雑役、建築片付などの肉体的労働の職種が多いなかで職人関係は少ないが薦職は比較的多い。

雇用形態では日雇が56.1%、常用が43.9%である。常用が予想以上に多いが、ここで言う常用とは、長期間安定して雇用される一般的な常用とは違い、期間雇用、即ち10日、15日契約など飯場や出張現場などで雇用される例で、いわゆる日雇の変形であり、不安定就労者と見るのが妥当である。

次に負傷現場地域は大阪市内、府下ほぼ同じで合わせて60%弱、近畿2府4県を入れると90%をこえている。その他の地域は8.8%で全国各地に広がっている。

負傷部位、傷病名では手足などの骨折、挫傷、打撲が多い。頭、首、腰な

どの打撲や捻挫で神経系統の負傷者の休業加療が長期化している。

賃金は最高日額15,000円、最低3,500円で平均5,804円である。

紹介課賃金資料より相対的に高くなっているのは、全職種を一括して平均していることと、労災の場合の賃金算定基礎には、食費、交通費、残業手当などが支払われていれば加算されているからである。

休業補償給付日額は平均3,663円で最高10,285円、最低2,152円で、以前に比べて相当高くなってきている。

昭和49年11月から労災保険法が改正され、給付基礎日額(平均賃金)の20%が特別支給金として一律に加算されることになったので、休業補償給付は実質平均賃金の80%が支給されている。単純計算でみれば1人1ヶ月平均109,890円の休業補償給付金を受けていることになる。

立替者のなかで以前労働災害にあった回数は最高5回で、平均すると1.3回である。

以上476人の立替貸付者の概略実態をみると、あいりん地区で生活している日雇労働者の共通する現状が、かなり正確に反映されている。

次に51年度中に治ゆ、症状固定、中止等で休業が終った、立替貸付打切者419人の実態は第6表の通りである。

前述した新規立替貸付者の実態と、ほぼ同じである。

特徴的な点として、休業補償受給日数についてみると、最高は2,224日で約6年以上休業が続いていたということである。最低は1日で、平均すると179日で約6ヶ月間は療養のため休業している。これはあくまでも単純平均であって、頭部、頸部、背髄損症等で長期療養休業者を含んでいるので、これらを区別すれば休業期間は相当短くなると思われる。

以上きわめて概略的に労働災害に関する相談、立替貸付、債権管理、被災者の実態について述べてきた。

具体的事例が記されておらず不十分さは否めないが、ここでいくつかの問題点を整理したい。

① あいりん地区で生活する労働者の多くは臨時、下請、日雇などの不安定

就労者であるがゆえに系統的な安全教育がなされる機会が少なく、同時に労働災害に関する一般的理解が不十分なため、いろいろと問題がおきる。よって、なんらかの方法や機会を通じて、安全教育などをおこなうことが必要であろう。

② 事業主としては、労働災害が発生しないよう、より充分な安全対策と施設を整え、災害減少と防止に一層努力をしてほしい、ということである。

ちよとした現場での安全対策や配慮があれば相当防げるような例も耳にする。

災害が発生した場合には、否定的な方法で処理するのではなく、法に基づいて必要な手続きをすみやかにおこなうことである。

同時に事業主の社会的責任の立場から被災者の生活問題についても協力的であってほしい。

③ 昭和52年4月1日より労災法の改正で傷病補償年金制度が新設される。その実施に伴って、立替取扱問題をどうするのか、いろいろと検討中である。

3年以上の長期休業補償立替取扱問題も含め、債権管理の立場からも立替貸付業務全般を正常化するため、何んらかの対策を立てなければならぬ時期にきている。



昭和51年度 労災休業補償給付立替貸付関係相談実施状況

(第1表)

項目 月	労 災 事 故 相 談						事 務 処 理 状 況			
	労災一般相談		立替貸付 相談、差額 生活相談	労基署 事業所 連絡	その他	計	代 理 請 求			計
	新規	再来					7号	8号	10号	
4月	143	739	799	159	452	2,292	0	250	1	251
5月	122	686	788	211	411	2,218	0	232	1	233
6月	225	660	979	312	627	2,803	1	199	8	208
7月	160	828	1,218	513	735	3,454	6	203	4	213
8月	121	563	1,018	469	697	2,868	2	229	3	234
9月	140	622	982	502	580	2,826	1	212	5	218
10月	118	528	919	468	479	2,512	2	202	1	205
11月	145	658	894	345	244	2,286	4	236	1	241
12月	150	579	882	377	220	2,208	1	185	0	186
1月	94	422	642	275	184	1,617	2	256	2	260
2月	155	361	770	291	143	1,720	4	217	5	226
3月	189	412	909	305	142	1,957	3	235	7	245
計	1,762	7,058	10,800	4,227	4,914	28,761	26	2,656	38	2,720

労災休業補償給付立替貸付状況（人数）

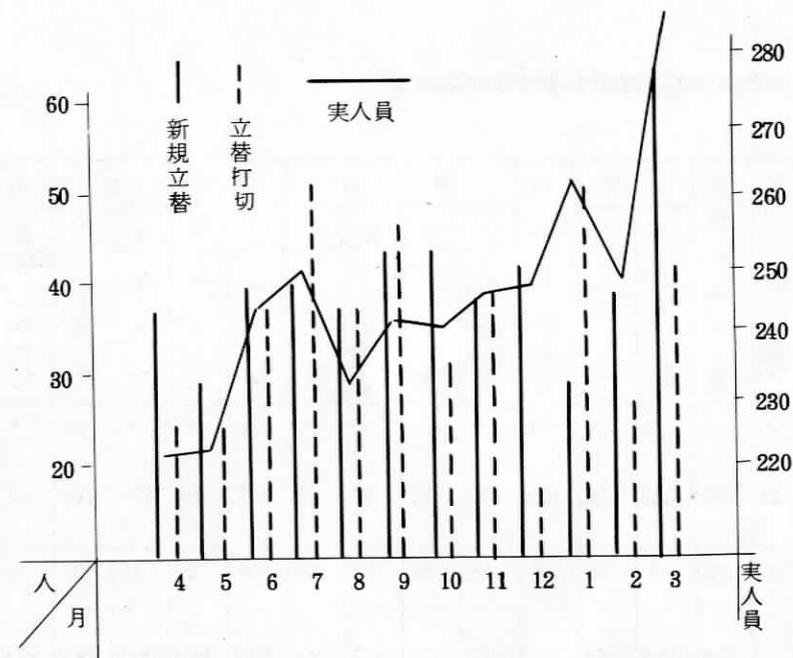
（第2表）

項目 月	新規貸付人員	貸付打切人員	貸付実人員	貸付延日数
繰越	189			
4月	36	25	225	5,931
5月	28	20	228	5,845
6月	38	36	246	5,619
7月	40	51	250	6,301
8月	37	37	236	6,071
9月	44	46	243	5,964
10月	43	31	240	5,933
11月	37	39	246	5,844
12月	42	17	249	6,259
1月	29	50	261	6,180
2月	38	26	249	5,628
3月	64	41	287	6,972
計	476	419	665	72,547

労災休業補償給付立替貸付状況（金額）

（第3表）

項目 月	昭和51年度		昭和50年度	
	件数	立替貸付額 円	件数	立替貸付額 円
4月	2,687	24,276,214	3,378	26,241,548
5月	2,768	22,147,524	2,797	25,225,183
6月	3,157	24,231,658	3,195	22,803,622
7月	3,280	24,677,612	3,399	25,561,246
8月	2,943	24,925,047	3,271	23,766,603
9月	2,999	22,365,465	3,434	24,971,651
10月	2,965	23,713,661	3,654	26,578,162
11月	3,091	25,254,695	2,779	23,326,563
12月	2,964	34,255,412	2,989	32,988,237
1月	2,734	20,018,623	3,136	18,597,189
2月	3,085	24,072,970	3,361	24,090,948
3月	3,652	28,139,173	3,234	24,136,885
計	36,325	298,078,054	38,624	298,287,837



労災立替貸付給付状況

（第4表）

年度	立替貸付額 円
昭和45年	51,047,293
46年	96,726,260
47年	126,094,072
48年	174,192,531
49年	213,482,880
50年	298,287,837
51年	298,078,054

昭和51年度 労災新規立替貸付者状況

	立替開始件数	年令(平均)	住所		部屋代(平均)	業種				雇用形態		負傷場所				
			西成区	その他		土木建設	運輸	製造	その他	日常雇用	大阪市内	大阪市外	近畿二府四県	その他		
			人	人		円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
年間	476	41	35	446	30	428	402	32	27	15	267	209	139	134	161	42
百分率			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
			7.4	93.6	6.4	84.5	6.7	5.7	3.1	56.1	43.9	29.2	28.2	33.8	8.8	

(第5表)

負傷時刻					負傷部位				傷病名								
始	10	12	14	16	手	足	頭	腰	全	そ	挫	切	骨	打	捻	そ	
時	時	時	時	身													他
10時	12時	14時	16時		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
96	137	61	119	63	141	188	39	41	13	54	112	27	164	95	34	44	
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
20.2	28.8	12.8	25.0	13.2	29.6	39.6	8.2	8.6	2.7	11.3	23.5	5.7	34.4	20.0	7.2	9.2	

労災立替貸付打切者状況

賃金日額			休業補償日額			労災回数(平均)
最	最	平	最	最	平	
高	低	均	高	低	均	回
円	円	円	円	円	円	回
15,000	3,500	5,804	10,285	2,152	3,663	1.3

	立替打切件数	年令(平均)	業種			
			土木建設	運輸	製造	その他
			人	人	人	人
年間	419	40.7	357	27	22	13
百分比			%	%	%	%
			85.2	6.4	5.3	3.1

(第6表)

雇用形態	負傷部位				傷病名							休業補償受給日数				
	手	足	頭	腰	全	そ	挫	切	骨	打	捻	そ	最	最	平	
日常雇用	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日	日	日	
262	157	126	154	40	43	6	50	118	27	124	84	34	32	2,224	1	179
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%				
62.5	37.5	30.1	36.8	9.5	10.3	1.4	11.9	28.2	6.5	29.6	20.0	8.1	7.6			

7. 家庭身上・生活相談

センターにはありとあらゆる相談が飛び込んでくる。行政的には民生、労働、教育、警察等と区分されているが、労働者にとって、そんな区分は何もないのである。したがって一番身近なセンターへと「難題」を持ち込んで来る。

シノギヤ(辻ごりとう)におそわれ「身ぐるみ取られた」という相談から「女房が出産を真近にしているが、費用がない」という相談、はては、「自分はアル中なので何をするか分からない、何とか入院させてくれ」という相談まで千差万別である。多くはセンター独自の解決を見ない内容なので、関係機関と連絡を取って処理している。

今年の実績件数は別表に示しているが、この統計は記録できたものだけであり、口頭で済しているものなどは含まれていない。実数は数倍にもものほると思われるが、窓口の対応能力から、相談に十分応じきれないうらみもある。次に一般生活相談に伴う業務の紹介と今年の特徴を述べることにする。

無料宿泊紹介と生活援助

日雇労働者のセンターへの来所数は一日平均600人である。受け付ける相談は、労災事故、労働相談、就労紹介、日雇健保、生活身上相談(医療も含む)と種々であるが、問題の処理が一日で済むことは極めて少ない。一方、日銭で生活する労働者にとって、その日の生活問題が、その日に解決できないことにはどうしてもならない実態がある。したがって、相談の終りには「何とかしてくれ」と泣きつかれる場合が多く出てくる。無料宿泊はこういう場合に利用されている。

無料宿泊は一泊紹介を基本とし、労働者は、地区の社会福祉法人大阪自彊館にて食事と宿泊を受け一日をしのぐことになる。

無料宿泊の紹介状況は別表に見られるように前年度比で約83%、153人減少している。このことは、他の業務の忙しさにより十分生活相談を受け

られなかったことが大きく影響したものであり、労働者のニーズが減少したことを示すものではない。又、紹介をあてにする一部労働者を適切に措置したことも要因の一つとなっている。

特に宿泊希望するまでもない者、例えば、わずかな金銭的援助で当面こと足りる場合に限り、交通費、連絡費等を貸与する場合もある。

又、緊急に入院を必要とする場合で、身のまわり品もなく困る者には「病床見舞金品」をおくっている。

来信物の取次。たずね人相談

愛隣地区は約200軒のドヤがひしめく町であり労働者はそこから仕事におもむく。ドヤとは一泊するところであり、そこに居住するということと異なる。したがって社会生活をする上で困ることも多い。家族事業主等との連絡を始め、たずね人の相談なども受けている。

来信物の月別着信件数及びたずね人の相談件数は別表のとおりである。

